

供述の任意性が取調べの録音・録画記録媒体に基づいて認められ、供述調書等が証拠として採用された事例

供述の任意性が取調べの録音・録画記録媒体に基づいて認められ、供述調書等が証拠として採用された事例（※）

番号	起訴罪名	供述の任意性が争われた供述調書等	公判請求時又は略式命令請求時の身柄区分	判決等の要旨 (取調べの録音・録画記録媒体に基づく供述の任意性についての判断のみ抜粋)
1	覚せい剤取締法違反	検察官調書	身柄	<p>○ 取調べ手法について、検察官は、取調官の立場としての考えであることを前提とした質問をしていると評価でき、被告人に供述すべき内容を押し付けているとは認められないし、誘導的な問いかけに対しても、被告人が自らの考えを明確に述べていることなどから、虚偽供述を誘引するようなものとはいえない。</p> <p>○ 検察官調書の作成過程について、いわゆる面前口授の方法により、検察官が被告人の認識を確かめながら作業を進める状況が認められ、その言い分を踏まえて適宜修正しながら調書の表現を決める場面も認められることなどから、任意性は認められる（なお、被告人が供述した内容の中で調書への記載が省略された部分があるものの、それは供述内容の信用性を評価する際の考慮事情として位置付けるのが相当である。）。</p>
2	殺人	検察官調書	身柄	<p>○ 検察官の取調べに先立つ警察官の取調べは、被告人の供述状況や供述態度、事案の重大性等に照らすと、取調べ時間の長さだけを捉えて任意捜査として許容される限度を逸脱していたと認めることはできない一方で、当該取調べにおいて、被告人を威圧するような警察官の言動等が認められることを踏まえると、被告人に対して相当程度の精神的心理的圧迫を与え、警察官に迎合的な供述を引き出すおそれのある取調べ方法だったと言わざるを得ない。</p> <p>○ もっとも、検察官の取調べについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このような警察官の取調べの直後頃、検察官が、自らが警察とは別の組織、立場にあることや、警察官の前で話したことと同じことを話す必要はなく、自分の記憶に基づいて話してほしい旨説明した上で、本件当日の出来事をおおまかに確認する任意の取調べを短時間行っており、その際にも、被告人は、一旦は警察官に対してした供述を変遷させていること ・ 逮捕に伴う弁解録取手続、検察官による弁解録取手続などを経て、翌日に行われた本件録音・録画記録媒体に係る取調べにおける被告人の供述内容、供述態度において、前日の自白内容にとらわれている言動は認められず、従前犯行を否認していた理由や、今後再び供述を変遷させる可能性などについても返答していること <p>などからすれば、被告人が、警察官の取調べの結果なされた自白を反復しているとの疑いは認められず、任意性がないことを疑わせるような事情は認められない。</p>
3	強制わいせつ	警察官調書	身柄	<p>○ 精神疾患のある被告人の自由意思が阻害されるような形での捜査官によるクローズドクエスション、議論、誤導等による不当な取調べがあったとはいえ、供述調書の任意性を認めることができる。</p>
4	麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反	検察官調書	身柄	<p>○ 検察官調書は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被告人は、検察官の質問に対応する形で応答ができていて、その応答の内容が供述録取書に録取されていると認められること ・ 調書の内容を読み聞かせる段階では、一部修正を申し立てているものもあり、疲労や体調不良により自身の供述の意味が理解できなくなるほどの状況ではなかったことも明らかであること <p>などから、任意性がないとは認められない。</p>
5	脅迫、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	検察官調書	身柄	<p>○ 検察官の取調べ状況を見ても、被告人が供述していない内容を読み聞かせの際に織り交ぜたということはあるが、少なくとも、被告人が供述した本件自白の内容については、不当な働き掛けをしていた様子はうかがわれない。</p>
6	強制わいせつ	検察官調書	身柄	<p>○ 検察官の取調べにおける言動は、特に威圧的であるとはいえ、取調べにおける追及行為として許容される範囲を逸脱したものではない。検察官が迎合を促すような不当な誘導をしたことはなく、むしろ被告人に自己の記憶に基づく供述を求め続けている。</p>

供述の任意性が取調べの録音・録画記録媒体に基づいて認められ、供述調書等が証拠として採用された事例（※）

番号	起訴罪名	供述の任意性が争われた供述調書等	公判請求時又は略式命令請求時の身柄区分	判決等の要旨 (取調べの録音・録画記録媒体に基づく供述の任意性についての判断のみ抜粋)
7	詐欺	検察官調書	身柄	○ 検察官が検察官なりの見方を被告人に提示する場面も認められるが、これは被告人の供述する内容を踏まえて事実を確認する趣旨の発言とも理解できるし、他方、検察官に対して被告人が自分から発言する場面も見られるところであり、検察官が特定の供述を殊更に誘導したり、被告人の自由な供述を封じて特定の供述を押し付けたりするなどしたとまでは評価できない。
8	住居侵入、窃盗未遂	検察官調書	身柄	○ 最終的に自白に転じた後の検察官と被告人との取調べ状況からすると、薬の副作用の影響は全くうかがわれない。
9	詐欺	警察官調書 検察官調書	身柄	○ 医療機関の記録や検察官の取調べの録音・録画記録媒体等によれば、被告人が統合失調症の影響で虚偽自白をしやすい状態にあったとの疑いは生じず、警察官や検察官の取調べ状況全体を見ても、利益誘導等の虚偽自白を誘発するおそれがあったとは認められない。
10	建造物損壊等	警察官調書 検察官調書	身柄	○ 警察官の取調べの一部において黙秘権の告知がされていないことが認められるものの、それ以外には検察官の取調べを含めて黙秘権の告知がされており、その他、被告人の供述に関して違法性が認められる事情や任意性を疑わせる事情は見当たらない。
11	強制わいせつ、 傷害致死	警察官調書	身柄	○ 取調べの録音・録画記録媒体によれば、警察官が大きな声を出している場面は認められるものの、ほんの一部の場面にすぎない上、あくまで被告人が質問とかみ合わない供述やそれまでと矛盾する供述を繰り返した場合などに、これを制止し、供述内容の整理を試みるために行われたものと認められ、威圧的な取調べとは評価できない。 ○ 被告人自身も、自発的に供述を続け、トイレに行きたい旨要望を述べたり、作成された調書に訂正を求めたりしており、警察官に畏怖している様子はうかがわれず、任意性に疑いを生じさせる事情は認められない。 ○ 録音・録画がされていない逮捕前の取調べについても、逮捕後の取調べの録音・録画記録媒体から認められる状況を踏まえると、威圧的な取調べと評価されるものではなく、途中で休憩等がとられなかったことなどを考慮しても、任意性に疑いを生じさせる事情はなかった。
12	盗品等運搬	警察官調書 検察官調書	身柄	○ 被告人の盗品の知情性を認める旨の供述の変遷は、警察官による利益誘導がなくても十分に生じ得るものであるところ、 ・ 検察官の取調べの録音・録画記録媒体によれば、被告人は、冒頭に検察官から、警察官に対してした供述と同じ内容の供述をする義務はない旨説明を受けた上で、誘導なく、未必的な認識についての供述をしていること ・ 被告人は、逮捕当日から弁護人との接見を相当回数重ねており、利益誘導等があった場合に弁護人に相談しないのは不自然といえること などから、警察官による利益誘導があったとは認められず、被告人の検察官調書及び警察官調書には任意性が認められる。

供述の任意性が取調べの録音・録画記録媒体に基づいて認められ、供述調書等が証拠として採用された事例（※）

番号	起訴罪名	供述の任意性が争われた供述調書等	公判請求時又は略式命令請求時の身柄区分	判決等の要旨 (取調べの録音・録画記録媒体に基づく供述の任意性についての判断のみ抜粋)
13	窃盗	検察官調書	身柄	○ 検察官は、被告人の供述のうち、理解困難な話をほとんど捨象し、犯行に直結する事柄のみを検察官なりにまとめながら供述調書の作成を進めたもので、不適切な面があることは否めないものの、 ・ 被告人は、検察官の発問をよく理解し、時には数分間にわたり熟考しながら供述するほか、検察官の理解が誤っているときは、はっきりとその旨を表明することができていること ・ 調書作成に当たっては、逐一被告人に対して確認を求めた上、被告人がはっきりと納得を示した内容のみを記載したものと認められ、被告人がそのやり取りを理解できていたことも十分に見てとれること などからすれば、検察官調書の任意性が認められる。
14	道路交通法違反	検察官調書	身柄	○ 被告人は、検察官が録画しているカメラに入らないような位置で被告人に顔を近づけ、音声記録されないような声量で脅してきたと主張するが、取調べの録音・録画記録媒体によれば、検察官が被告人に資料を示すために身を乗り出す程度のことはあったものの、被告人が主張する脅迫的な言辞や態度がとられた状況は全く認められず、検察官調書の任意性は認められる。
15	詐欺	検察官調書	身柄	○ 警察における取調べについては、「今思えばどう思うか」という後方視的な観点から供述をさせようとしたことは不当な誘導に当たり、また、釈放の利益を提示して自白を誘引するような発言も虚偽自白を誘発するおそれが高く、被告人の自白の任意性に疑いを生じさせ得るものであるが、 ・ 検察官の取調べ自体には任意性に疑いを生じさせるような状況は認められないこと ・ 検察官が、被告人に対して、警察と検察は別組織であり、警察の取調べで話したことと違うことを話しても構わないことを説明していること ・ 検察官が、検察官調書の作成に係る取調べ時に、被告人に対して、犯行当時の認識と現在の考えを区別して供述するよう教示し、記憶に従って話しているかどうかを何度も確認していること ・ 警察において自己に不利益な供述をし始めた後においても、検察における取調べでは、明確に供述を変遷させ、警察と異なる供述をしていたことが認められること などからすれば、検察官調書の任意性に疑いはないと認められる。
16	覚醒剤取締法違反	警察官調書 検察官調書	身柄	○ 取調べの録音・録画記録媒体及び取調官（警察官）の証言によって認定できる各供述調書が作成された際の取調べ状況に加え、被告人自身が●●日に一晩入院した後の体調は良く、××日に弁護士と接見をした際には幻覚等が弁護士との会話に支障を生じさせるような状態ではなく、普通に会話することができたなども供述していることに照らせば、供述調書の任意性に疑いはない。
17	窃盗未遂	検察官調書	身柄	○ 被告人は、捜査段階で自白した理由について、取調官に何を言っても信じてもらえなかったので諦めて供述調書に署名・押印した、検察官に大きな声を出されたので犯行を認めたなどと供述するが、検察官の取調べの録音・録画記録媒体によれば、検察官が大声を出した事実は認められないから、この点に関する被告人の供述は信用できない。
18	覚醒剤取締法違反、 関税法違反	検察官調書	身柄	○ 本供述に係る取調べにおいて、検察官は、警察と検察は別組織であり、警察で供述した内容と同じ内容を供述する必要はない旨の説明を冒頭で行い、調書作成時の読み聞かせ及び署名指印の手続も適正に行ったものと認められる。 ○ 警察での取調べにおいて、警察官が時折声を荒げる場面は見受けられるが、机をたたいて脅すなどといった場面は見当たらない。 ○ しかも、弁護士が問題とする取調べの各日時以前から、被告人は本件供述と同旨の供述をしていたことがうかがわれ（ただし、弁護士が問題と指摘する●●日の取調べの日時との先後関係は明らかではないが、映像を見ても、少なくともその日時の取調べに問題は無い。）、弁護士が問題と指摘する各日時の警察官の取調べによって初めて本件供述と同旨の供述をするに至ったとの経過も認められない。

供述の任意性が取調べの録音・録画記録媒体に基づいて認められ、供述調書等が証拠として採用された事例（※）

番号	起訴罪名	供述の任意性が争われた供述調書等	公判請求時又は略式命令請求時の身柄区分	判決等の要旨 (取調べの録音・録画記録媒体に基づく供述の任意性についての判断のみ抜粋)
19	窃盗	検察官調書	身柄	<p>○ 検察官は、被告人に対し、強盗致傷と思われる件でも共犯関係を疑っている旨や、●●の件について強盗罪が成立する可能性がある旨伝えてはいるものの、この際本件について自白すればこれらの別件について有利な取り計らいをするなどとは明示的にも黙示的にも示しておらず、被告人も、別件の処分をおそれて本件について不本意な供述をしている様子は全くない。</p> <p>○ そもそも、被告人は、自白に転じた取調べの冒頭で、検察官から別件についてはもちろん、何らの働きかけもされないうちに本件を認めて詳細な供述をしているのであるから、検察官の上記発言がこれに影響を与えた余地はない。</p>
20	住居侵入	検察官調書	身柄	<p>○ 弁護人が指摘するような、本件当日の記憶が不十分のまま供述調書が作成された可能性や捜査官に迎合的な供述をした可能性がうかがわれるような事情は見当たらない。</p> <p>○ むしろ、倉庫内への立入りの目的や倉庫内に立ち入った後に甲に発見された際の状況等について、被告人が、検察官からの質問に対して被告人自らの言葉で具体的に倉庫内への立入りの理由や甲に発見された際の状況を供述していることなどからすれば、検察官調書の任意性は優に認められる。</p>
21	窃盗	警察官調書 検察官調書	身柄	<p>○ 警察官調書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (検察官の取調べの録音・録画記録媒体等によれば、) 被告人はよく話をし、分からないことは率直にその旨を述べ、検察官から追及されても記憶がない部分はその供述を維持している。 ・ 被告人は、留置施設における扱いについて相当時間にわたって思うがまま不平不満を述べている。 ・ 被告人に迎合的な傾向はうかがえず、むしろ主張したいことはしっかり主張する傾向にある。 <p>○ 検察官調書①(取調べ検察官は甲検察官)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被告人が甲検察官に迎合して記憶にないことを話したとは解されない。 ・ 被告人が、甲検察官に対して、任意に話していることを自発的に認めている。 ・ 甲検察官は、被告人に対し、警察官から言われたことはいいから記憶で答えてくださいと再三述べており、仮に警察官の取調べに問題があったとしてもその影響を遮断していたものといえる。 <p>○ 検察官調書②(取調べ検察官は乙検察官)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲検察官が、自身の考えに沿わない供述をする被告人に対して、供述が到底信用できない趣旨や裁判で不利になるなど主観的な意見を強い口調で押し付ける言動をするなどしていることからすれば、被告人が甲検察官の意向に沿うような供述をしなければならぬと考えて真意と異なる供述をするおそれが否定できないから、この取調べ以降の供述の任意性には疑いが生じ得る。 ・ しかし、その後に行われた乙検察官による取調べにおける供述内容や自発的な発言、訂正の申立て及び取調べ時の雰囲気からすれば、●●日の甲検察官の取調べの影響はうかがわれない。
22	窃盗、建造物侵入等	警察官調書 検察官調書	身柄	<p>○ 被告人は、警察官の問い掛けに応じ、犯行について自らの言葉で具体的に説明しており、その後作成された検察官調書に引き継がれるような瑕疵はない。</p>

※ 調査対象事件（令和元年6月1日から令和4年8月31日までの間に第一審判決があった事件であって、同年10月24日までに確定したもの）のうち、供述の任意性が取調べの録音・録画記録媒体に基づいて認められ、供述調書等が証拠として採用されたことが判決書等によって分かる事例を抽出し、本資料を作成した。